

特定非営利法人 ネットワーク大府

機能訓練支援型デイサービスしゃんしゃん

重要事項説明書

特定非営利活動法人ネットワーク大府

機能訓練支援型デイサービスしゃんしゃん

大府市追分町二丁目67番地

TEL0562-48-8225

FAX0562-38-5020

指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護相当サービス

機能訓練支援型デイサービスしゃんしゃん重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護相当サービスを提供しています。この説明書はデイサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご説明しています。

1 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人ネットワーク大府
- (2) 所在地 大府市森岡町一丁目30番地
- (3) 電話番号 0562-44-3735
- (4) 理事長 矢澤 久子
- (5) 設立年月日 平成11年9月1日(任意団体設立平成4年9月1日)

2 事業所の概要

- (1) 事業の種類 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護相当サービス
- (2) 事業の目的 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護相当サービスは、介護保険法に従い要介護状態・要支援状態にある者又は、事業対象者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供するものです。
- (3) 名称 特定非営利活動法人ネットワーク大府
機能訓練支援型デイサービスしゃんしゃん
- (4) 所在地 大府市追分町二丁目67番地
- (5) 電話番号 0562-48-8225
FAX 0562-38-5020
- (6) 管理者 村瀬 典子
- (7) 指定年月日 平成30年4月1日
- (8) 通常の事業の実施地域 大府市
- (9) 利用定員 1単位 10名 2単位 10名
- (10) 営業日 月曜日から金曜日までとします。ただし12月29日から1月3日までを除く
- (11) 営業時間 8時30分から17時30分まで
サービス提供時間 1単位目 9時～12時05分 2単位目 13時30分～16時35分

3 職員体制

当事業所は通所介護サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

職 種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名		事業所の従業員の管理及び業務の管理 生活相談員と兼務する。
生活相談員	1名以上	1名以上	利用者の生活の指導と支援・援助 常勤1名管理者と兼務、常勤1名介護職と兼務する。 非常勤1名介護職員と兼務する。

機能訓練指導員	1名		利用者の心身の状態に合わせた機能訓練プログラムの作成・実施・評価を行う。介護職員と兼務する。
介護職員		1名以上	通所介護サービスを提供 常勤1名生活相談員と兼務、非常勤1名生活相談員と兼務する。非常勤専従1名、

4 通所介護事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス(契約書第4条)

- ① 送迎・・・事業者が保有する自動車により、ご利用者様の居宅と事業所までの間の送迎を行います。概ね8時30分頃から9時頃お迎え、16時45分から17時15分頃ご自宅へお送りしますが、道路状況・ご利用者の人数等で時間が前後することがありますのでご了承ください。
- ② 飲み物代・・・100円/回
- ③ 日常生活費・・・オムツ等は実費をいただくことがあります。
- ④ 排泄・・・排泄の介助を行います。利用者の小さな信号を見落とさないことを目標にしています。
- ⑤ 機能訓練・・・心身の状況に合わせ日常生活動作が無理なくできるよう、機能訓練とリラクゼーションを提供します。

(2) サービス利用料金

下記の料金表の自己負担額をお支払い下さい。サービス料金は、ご契約者の介護度に応じて異なります。

また、利用料金計算の端数処理により、若干の金額が異なる場合があります。

※1単位＝小規模規模3時間以上5時間未満

※1単位＝10.14円

ご契約者の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	415単位	476単位	538単位	598単位	661単位

上記利用額以外に、①介護職員処遇改善加算（I）が所定単位数の5.9%の負担があります。

②介護職員ベースアップ等支援加算が所定単位数の1.1%の負担があります。

また基本単位に含まれる（送迎が行われない場合）△47単位/片道減算となります。

ご契約者の介護度	要支援1・事業対象者（週1回程度）	要支援2・事業対象者（週2回程度）
基本単位	1672単位	3428単位

上記利用額以外に、①介護職員処遇改善加算（I）が所定単位数の5.9%の負担があります。

②介護職員ベースアップ等支援加算が所定単位数の1.1%の負担があります。

*上記は、介護保険サービス基準の1割負担の方、2割、3割負担の方は、乗じた負担額となります。

ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合は、利用料金を一旦全額お支払いいただき介護認定を受けた後、自己負担金額を除いた金額が介護保険から払い戻される償還払いをお願いする場合があります。償還払いとなる場合には、サービス提供証明書を交付いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の利用料金は、1ヶ月分ごとに計算し、翌月にご請求しますので、下記の方法でお支払い下さい。

口座からの引き落とし：金融機関口座から自動引き落とし（JA・郵便局はご利用月の翌月20日、

その他の金融機関は23日に自動引き落としとなります。)

ご利用できる金融機関は、郵便局を含む全金融機関。

※口座からの自動引き落としについての手数料は、当事業所で負担させていただきます。

(ア) 利用の中止・変更・追加(契約書第7条)

- ① 利用予定日の前に変更・追加・中止もできます。この場合サービス実施の前日までに申し出て下さい。
- ② サービス利用の変更・追加時において、事業所が定員で満たされている場合には、他の日時についてご契約者と協議することになります。

5 通報への同意(秘密保持)

利用者の生命・身体の安全が害される可能性があると考えられる場合、及び利用者の財産が侵害される可能性がある場合、その他利用者の権利が侵害される可能性があると考えられる場合、事業者は大府市高齢者虐待防止センターに相談・連絡をして、適切な援助を求めることがあります。

6 サービス提供記録の開示について

利用者又は利用契約書第20条によって定められた代理人により、当該利用者のサービス提供記録開示の要望がある場合には、特定非営利活動法人ネットワーク大府機能訓練支援型デイサービスしゅんしゅん個人情報規程に基づき、開示いたします。

7 事故発生時の対応

事故が発生した場合には適切な対応をし、管理者に速やかに連絡をします。障害等発生時には救急車の手配、主治医への連絡等を速やかに行い事故後は、必要な行政への報告書を提出いたします。

8 ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

- (1) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (2) ハラスメント行為などで健全な信頼関係が築けないと判断した場合、サービス中止、契約解除することもあります。

9 苦情の受付について(契約書第21条)

苦情受付窓口	理事長	矢澤久子
	管理者	村瀬典子
	受付時間	24時間
	電話	0562-48-8225
	Fax	0562-38-5020
大府市役所	高齢障がい支援課	
	所在地	大府市中央町五丁目70

受付時間 平日（月曜日から金曜日） 8：30～17：15
電 話 0562-45-6289
F a x 0562-47-7320

知多北部広域連合事業部給付係

所在地 東海市荒尾町西廻間2番地の1 （しあわせ村内）
受付時間 平日（月曜日から金曜日） 8：30～17：15
電話 052-689-2263
F a x 052-689-2265

愛知県国民健康保険団体連合会

所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階
受付時間 平日（月曜日から金曜日） 8：30～17：00
電 話 052-971-4165

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供に際し、本書面にに基づき説明を行いました。

機能訓練支援型デイサービス しゃんしゃん

説明者 氏 名 村 瀬 典 子

私は、本書面にに基づき事業所から重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意いたします。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____

代筆者 住 所 _____

氏 名 _____

附則

- この規程 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程 平成 30 年 4 月 13 日から施行する。
- この規程 平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程 平成 30 年 10 月 23 日から施行する。
- この規程 令和 1 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程 令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程 令和 5 年 6 月 1 日から施行する。